

入札公告

(簡易型総合評価落札方式：事前審査方式)(入札説明書を兼ねる)

補助公共 道路改築事業（国道・連携）その83（厚田5号函渠ほか工事）に係る一般競争入札を簡易型総合評価落札方式により行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

本件は、自治令第167条の5の2第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めるとともに、入札参加資格の審査を入札前に行うもので

す。
また、フレックス工期による契約方式の実施対象工事であるので、受注者は工事開始期限日以前の任意の日を契約工期の始期日に設定し、工事完成期限日までの間の任意の日を契約工期の終期日に設定し、契約工期とすることができます。

令和8年2月4日

群馬県知事 山本 一太

記

1 担当部局

(1) 電子入札の執行に関すること

〒377-0801 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町5142

群馬県上信自動車道建設事務所 電話：0279-26-3004

(2) 事務的事項及び技術的事項に関すること

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県県土整備部道路整備課 工事事務係（事務的事項） 電話：027-226-3571

企画国道係（技術的事項） 電話：027-226-3576

2 工事の内容

(1) 工事名

補助公共 道路改築事業（国道・連携）

その83（厚田5号函渠ほか工事）

(2) 工事場所

国道145号 上信自動車道 吾妻東バイパス

吾妻郡東吾妻町大字厚田 地内

(3) 工事概要

施工延長 L=140.0m

路体盛土工 V=10,987.5m³

地盤改良工（中層混合処理） V=3,677.3m³

函渠工（内空W:4.9m、H:5.6m） L=17.6m V=310.3m³

排水構造物工 L=427.9m

(4) 工事詳細

別冊図面及び仕様書のとおり

(5) 工期

工事開始期限日 令和8年6月15日(月)

工事完成期限日 令和9年4月28日(水)

3 入札参加形態

単体による参加

4 条件付一般競争入札（事前審査方式）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 自治令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。

(3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止を受けていない者であること。

なお、(2)及び(3)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。

(4) 群馬県建設工事請負業者選定要領（以下「選定要領」という。）第10条第1項に規定する建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者であること。

(5) この入札における入札参加資格確認通知を受けている者であること。

(6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行している者であること。（当該届出の義務がない者を除く。）

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあっては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。

(8) この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。

(9) この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第7条第1項に抵触しない。

① 資本関係

ア 親会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあること。（子会社又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が継続中である会社を除く。以下同じ。）

イ 親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

② 人的関係

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

（イ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

（ウ）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

（エ）組合の理事

（オ）その他業務を執行する者であって、（ア）から（エ）までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

③ その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

（10）群馬県の令和6・7年度建設工事入札参加資格者名簿における土木一式工事の総合数値が1,010点以上の者であること。

（11）建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木一式工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。

（12）この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事期間中に専任で配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。

① 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

② 入札参加資格の確認申請前において3か月以上継続して雇用している者であること。または、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取り扱い等について」（国不建技第291号 令和6年3月26日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）の要件を満たした者であること。

（13）中之条土木事務所または渋川土木事務所管内に、建設業法に基づき設置された本店があること。

5 設計業務等の受託者

（1）この公告における「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

大日本ダイヤコンサルタント株式会社

（2）この公告における「当該受託者と資本関係又は人的関係がない者」とは、（1）に掲げる者が行った群馬県調査・測量・コンサルタント等入札参加資格申請における関連建設業者報告書に記載がない建設業者をいう。

6 入札参加資格の確認

この公告の工事の競争入札の参加希望者は、次に従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加することができない。

- (1) 申請書及び資料は、令和8年2月4日（水）から令和8年2月12日（木）午後4時までに、ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。
URL:<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

- (2) 電子入札システムによる提出が不可能な者は、契約担当者と協議すること。

(3) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書（別記様式1－2）
- ② 最新の経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し
- ③ 監理（主任）技術者等の資格等（別記様式3－1）
 - ア この公告における入札参加資格を確認できる配置予定技術者の資格及び申請時における他の工事の従事状況等を記載すること。なお、配置予定技術者を複数名としている場合は、全ての者について作成すること。
- ④ ③を補足するための資料（各種資格者証の写し、社会保険標準報酬決定通知書の写し等）
(注) 様式は公告ごとに改定する場合があるので、入札情報公開システムに掲載したものを使用すること。

(4) 配置予定技術者選考にあたっての注意事項

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げ（入札辞退）を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止を行うことがある。

なお、配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができます。

- (5) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和8年2月19日（木）までに通知する。

- (6) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の日までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、その旨通知する。

(7) その他

- ① 契約担当者は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ② 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、入札参加資格審査において疑義が生じた場合に提出を求めるものは除く。
- ③ 申請書及び資料は返却しない。
- ④ 申請書及び資料に関する問い合わせ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県国土整備部道路整備課 工事事務係 電話：027-226-3571

7 入札参加資格がないと認めた理由

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（別記様式5）により説明を求めることができる。

① 提出期間 通知を行った日の翌日から起算して5日（群馬県の休日を定める条例第1条に規定する県の機関の休日（以下「群馬県条例の休日」という。）を含まない。）以内

ただし、群馬県条例の休日並びに平日の正午から午後1時までの時間を除く、午前9時から午後4時まで

② 提出場所 〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県国土整備部道路整備課 工事事務係

(2) 説明を求められたときは、申し立て受付最終日の翌日から起算して5日（群馬県の休日を定める条例第1条に規定する県の機関の休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 別冊図面、仕様書以外の詳細図面、仕様書（金額抜き設計書）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）

(1) 設計図書等は、令和8年2月4日（水）から令和8年3月16日（月）まで入札情報公開システムにより閲覧できる。

(2) 設計図書等に係る質問がある場合には、別添エクセルファイルにより提出すること。

提出は電子メールにより行い、メールの件名は「その83（厚田5号函渠ほか工事）に関する質問書送付について」とし、ファイル名は「質問書（〇〇）」（〇〇の部分は入札参加者名）とすること。

また、送信した旨を②の提出先へ必ず電話連絡すること。電話連絡がない場合は受理しないことがある。

① 提出期間

設計図書等に係る質問は、令和8年2月4日（水）から令和8年2月27日（金）までの午前9時から午後4時まで

なお、群馬県条例の休日並びに平日の正午から午後1時までの時間を除く。

② 提出先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県国土整備部道路整備課 工事事務係

E-mail:douseibi@pref.gunma.lg.jp

電話：027-226-3571

(3) (2)により説明を求められたときは、令和8年3月4日（水）までに回答し、閲覧に供する。

① 閲覧期間 令和8年2月4日（水）から令和8年3月16日（月）までの毎日

② 閲覧場所 入札情報公開システムによる

9 現場説明会

行わない。

10 総合評価落札方式に関する資料（以下「評価項目算定資料」という。）

- (1) この入札において参加資格があると通知を受けた者は、別添「総合評価点算定基準（簡易型土木関係）」により、評価項目算定資料を作成すること。
- (2) 評価項目算定資料は、令和8年2月19日（木）から令和8年3月9日（月）までの毎日午前9時から午後4時までに群馬県県土整備部道路整備課工事事務係に直接持参することし、郵送または電送によるものは認めない。ただし、直接持参は、群馬県条例の休日並びに平日の正午から午後1時までを除く。
- ① 評価項目算定資料の提出について（様式第4-2号）
 - ② 評価項目算定資料一覧表（様式第5-2号）
 - ③ 企業工事成績対象工事一覧（様式第5-6号）
 - ④ 企業施工実績評価資料（様式第6号）
 - ⑤ 優良工事の受賞確認資料（表彰状の写し）
 - ⑥ ISOの認証取得確認資料（登録証の写し）
 - ⑦ 災害時等地域貢献実績評価資料（様式第7号）
 - ⑧ 災害時の基礎的事業継続計画確認策定資料（認定書の写し）
 - ⑨ 地域活動実績評価資料（様式第8号）
 - ⑩ 県内企業下請活用計画（様式第9号）
 - ⑪ 配置予定技術者工事成績対象工事（様式第10号）※
 - ⑫ 配置予定技術者施工実績評価資料（様式第11号）※
 - ⑬ 施工計画（様式第12-2号、所有資格証明書の写し）※
 - ⑭ 建設キャリアアップシステム活用申告書（様式第14号）

以上の様式とその説明書類をクリップ留めにし、1部提出すること。

配置予定技術者を複数名とした場合、※の付いた様式は配置予定技術者ごとに作成すること。

- (3) 評価項目算定資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 評価項目算定資料の審査において疑義が生じたときは、評価項目算定資料の再提出を求めることがある。
- (5) 評価項目算定資料は返却しない。
- (6) 提出書類の様式は、公告ごとに改定する場合があるので、入札情報公開システムに掲載したもののを使用すること。

11 入札方法等

- (1) この入札は、電子入札システムにより行う。
- (2) 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載す

ること。

- (3) 入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (4) 入札執行回数は原則として2回までとする。
- (5) 再入札については別添資料のとおりとする。

12 入札手続等

- | |
|--|
| (1) 入札開始日時
令和8年3月11日（水）午前9時 |
| (2) 入札書及び工事費内訳書提出締切り日時
令和8年3月16日（月）午後4時 |
| (3) 工事費内訳書開封予定日時
令和8年3月16日（月）午後4時01分 |
| (4) 開札予定日時
令和8年3月17日（火）午前9時 |

13 入札保証金

免除

14 契約保証

契約保証については、次のなかから受注者が選択するものとする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 金銭保証人（金融機関又は保証事業会社の保証）
- (3) 履行保証保険
- (4) 公共工事履行保証証券による保証（付保割合10%以上）
- (5) 利付国債もしくは地方債

15 工事費内訳書

- (1) 入札参加者は、第1回目の入札に際し、自己の見積金額にかかわらず工事費内訳書を提出すること。
- (2) 入札参加者は、契約担当者が入札情報公開システムに添付した「工事費内訳書の作成例及び工事費内訳書について」を確認のうえ、同システムに併せて添付した工事費内訳書の所要欄に入力し、契約担当者が指定する日時までにエクセルファイルにより電子入札システムから提出すること。

契約担当者が添付した工事費内訳書の様式ではないもので作成された工事費内訳書や、エクセルファイル以外での提出は一切認めない。

- (3) 工事費内訳書における工事価格は入札金額と必ず一致すること。
- (4) 工事費内訳書は返却しない。

16 開札

- (1) 開札は入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人から要求があったときは、立ち会いを認める。

17 入札の無効

- (1) 入札参加資格がない者が行った入札
- (2) 入札に係る不正行為を行った者による入札
- (3) 虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札
- (4) 同一の者が行った複数の入札
- (5) ICカードの不正使用により行った入札
- (6) 工事費内訳書を提出しない者が行った入札
- (7) 工事費内訳書における工事価格と入札金額が一致しないとき
- (8) 落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき
- (9) その他入札に関する条件に違反したとき
- (10) 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す

18 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価点とは、価格点と価格以外の評価点を総合した評価点をいう。
- (2) 価格点とは、入札価格に基づいて算定した評価点をいう。
- (3) 価格以外の評価点とは、施工能力等から算定した評価点をいう。
- (4) 次に掲げる要件をすべて満たす者は、総合評価点算定基準（簡易型 土木関係）により配点する。
 - ア 評価項目算定資料を提出した者であること。
 - イ 入札書が無効でないこと。
 - ウ 入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者であること。（失格になった者を除く。）
- (5) 評価項目算定資料は公表しない。

19 落札者の決定方法

- (1) 総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が複数いるときは、価格以外の評価点がより高い者を落札者とし、価格以外の評価点及び価格点も同値の場合には入札書記載金額のより低い者を落札者とする。さらに入札書記載金額も同額の場合にはくじ引きにより落札者を決定する。
- (3) この入札は低入札価格調査制度を適用する。
- (4) 総合評価点の最も高い者が調査基準価格を下回る入札をしたときは低入札価格調査（以下「低入調査」という。）を実施したうえで落札者を決定する。
- (5) 低入調査の対象となった者は低入調査の実施に協力すること。
- (6) 低入調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。
- (7) 低入調査の対象となった者が、この工事を施工する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは、落札者としない。
- (8) 低入調査の対象となった者を落札者としないときは、総合評価点の次順位以降の者について低入調査の実施又は予定価格の制限の範囲内の入札であることを確認したうえで落札者を決定する。
- (9) この入札は失格基準価格を設ける。失格基準価格を下回る入札をした者は失格とする。

- (10) 落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。
- (11) この入札の審査結果は、入札情報公開システムにより公表する。

20 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める時は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請け負い契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること（別記様式 7）。

21 工事請負契約書

落札者は群馬県建設工事執行規程により、契約書を作成すること。
なお、執行規程による契約約款は改正があるので、次に記載の群馬県ホームページで必ず確認すること。

契約書の標準的な様式は群馬県ホームページで閲覧可能である。（次の URL を参照のこと）

URL : <https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/10973.html>

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける VE 方式の工事であるので、標準的な契約約款に以下の条項を追加して作成すること。

（設計図書の変更に係る受注者の提案）

第 19 条の 2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- 2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

22 支払条件

（1）前払金

各会計年度出来高予定額の 40 % 以内

（2）中間前金払

各会計年度に 1 回

支払条件の詳細は、県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いによる。

（3）部分払

前金払を請求した場合：各会計年度 3 回以内

前金払を請求しない場合：各会計年度 4 回以内

中間前金払を行った場合は、部分払の回数を 1 回減じる。

23 火災保険を付することの要否

否

24 この工事に密接な関連がある他の工事

この工事の落札者と随意契約を締結する予定なし

25 審査請求

(1) 入札参加資格の申請を行った者のうち、契約担当者から入札参加資格がないと認められた者は、群馬県知事に対して審査請求を行うことができる。

(2) 審査請求先は、群馬県上信自動車道建設事務所とする。

26 群馬県議会に付すべき契約

(1) 5億円以上の工事請負契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき群馬県議会の議決に付すべき契約に該当するので、建設工事請負仮契約書を作成する。

(2) この契約に基づく本契約の締結について群馬県議会の議決があったときは、地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなす。

27 その他

(1) 入札参加者は群馬県競争入札心得を遵守すること。

(2) 虚偽の申請書及び資料を提出した者には、指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、4及び6の資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。契約担当者は落札者が監理技術者等を適正に配置しないときは契約を締結しないことがある。

(4) 資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。

(5) 指名停止期間中の者とは契約を締結しないものとする。

(6) この説明書は、この工事に係る手続以外の目的に使用してはならない。

(7) 建設工事に関する諸規程は、群馬県ホームページにおいて閲覧できる。

URL : <https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/10974.html>

(8) この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の工事である。受注者は、契約締結後において設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について契約担当者に提案することができる。契約担当者は、提案を適正と認めたときは設計図書を変更するとともに、必要があると認めたときは請負代金額の変更を行う。詳細は特記仕様書による。

(9) 受注者は、この公告で指定した工事開始期限日以前において契約工期の始期日、契約工期の始期日から工事完成期限日までの間において契約工期の終期日を自由に設定することができる。

受注者が工事開始期限日以前において契約工期の始期日を設定したときは、工事請負契約を締結したときから、契約工期の始期日の前日までの期間における現場代理人及び監理技術者または主任技術者の配置を求めない。

契約締結日から契約工期の始期日の前日までの現場管理は、契約担当者の責任において行うこととし、受注者は現場に搬入しない資材等の準備及び技能労働者の手配を行うことができるが、資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならない。